

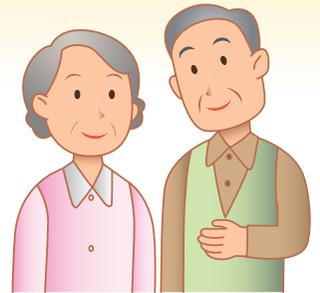
国保組合にご加入の皆さまへ

平成26年  
4月から制度が  
変わります!

# 70歳から74歳の人 の医療機関での窓口負担 のお知らせ

平成26年4月から、あらたに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人<sup>※</sup>の窓口負担が2割に変更になります。

ただし、既に70歳になっている人の窓口負担は1割から2割に変更される予定でしたが、引き続き1割に据え置かれます。



昭和19年4月2日以降に生まれた人

医療費の窓口負担が  
『2割』に変わります



平成26年4月2日以降にあらたに70歳になる人は、平成26年4月から医療費の窓口負担割合が3割から2割に変更されます。

窓口負担割合

平成26年3月まで

3割



平成26年4月から

70歳になる  
誕生日の  
翌月から※

2割

※1日生まれの人は誕生日の月から

ただし、所得区分が現役並み所得者の場合、窓口負担割合は3割のまま変更はありません。

昭和19年4月1日までに生まれた人

医療費の窓口負担は  
『1割』で据え置かれます

平成26年4月1日の時点で既に70歳以上の人は、平成26年4月から医療費の窓口負担割合が2割に引き上げられる予定でしたが1割のまま据え置きになります。

窓口負担割合

平成26年3月まで

1割



平成26年4月から

~~2割~~ ▶ 1割

(継続されます)

所得区分が現役並み所得者の場合も、窓口負担割合は3割のまま継続されます。



## 所得区分

現役並み所得者

住民税課税所得が145万円以上の人  
が同じ世帯にいる人

一般

現役並み所得者、低所得の  
いずれにも該当しない人

低所得

住民税非課税世帯に  
属する人

# 70歳から74歳の方の自己負担限度額は据え置きとなります

1か月の医療費が高額になったとき、申請をすると下の表の自己負担限度額を超える額が払い戻されます。(高額療養費の支給)

所得の区分が一般の人は、自己負担限度額が引き上げられる予定でしたが、平成26年4月からも引き続き同じ自己負担限度額になります。

## 平成26年3月まで

所得区分	窓口負担	70歳から74歳の方の自己負担限度額 (月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+かかった医療費から 267,000円を超えた分の1% (4回目以降は 44,400円)
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円



## 平成26年4月から

所得区分	窓口負担	70歳から74歳の方の自己負担限度額 (月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+かかった医療費から 267,000円を超えた分の1% (4回目以降は 44,400円)
一般	<b>1または2割</b>	<b>12,000円</b> (継続されます)	<b>44,400円</b> (継続されます)
低所得	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

## 医療機関に持っていくもの

- 医療機関の窓口にて、**高齢受給者証・保険証**を提示すれば、保険証に記載されている窓口負担割合に応じて、上記の自己負担限度額までの支払いで済みます。
- 低所得II・Iの人は、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関の窓口にて提示すると、入院時の食事代が軽減されたり、窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。

※この減額認定証は、国保組合の窓口にて申請して、認められた場合に交付されます。

